

上尾市水道事業管理規程第6号

上尾市上下水道部公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

上尾市長 畠山 稔

上尾市上下水道部公印規程の一部を改正する規程

上尾市上下水道部公印規程（平成17年上尾市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（経営総務課長保管公印の使用）

第5条 経営総務課長が保管する公印（以下「経営総務課長保管公印」という。）の押印を受けようとする者は、押印すべき文書に決裁文書を添えて、経営総務課長又は経営総務課長が指定する公印取扱者に提示しなければならない。この場合において、当該押印を受けようとする者は、あらかじめ、押印を受けようとした日、所属名、押印すべき文書の名称その他必要事項を公印使用簿（第2号様式）に記載しなければならない。

- 2 経営総務課長又は経営総務課長が指定する公印取扱者は、前項の規定により経営総務課長保管公印の押印を求められた場合において、押印すべき文書と添付された決裁文書とを照合し、押印することが適当であると認めるときは、これを承認し、当該押印すべき文書に経営総務課長保管公印を押印するものとする。
- 3 経営総務課長保管公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由により、事前に経営総務課長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 経営総務課長保管公印の使用は、執務時間中とする。ただし、やむを得ない理由により、事前に経営総務課長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 5 経営総務課長は、経営総務課長保管公印の適正な管理上特に必要があるとき認めるときは、前各項に規定する取扱いの全部又は一部を適当と認める他の方法をもってこれに代えることができる。

第6条第2項中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第7条第2項中「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第8条第1項中「第6号様式」を「第5号様式」に改める。

第10条中「第7号様式」を「第6号様式」に改める。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とする。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

公印事前押印・印影印刷承認申請書

年 月 日

経営総務課長 様

課長

次のとおり公印を使用したいので承認願います。

公印の名称	
公印の使用を必要とする文書名	
押印又は印刷の枚数	
印影印刷の寸法	
公印の使用を必要とする理由	
回答	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 理由（ ）

第4号様式を第3号様式とする。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第7条関係）

電子印影使用申請書

年 月 日

経営総務課長 様

課長

次のとおり電子印影を使用したいので承認願います。

電子印影に使用する 公 印 の 名 称	
電子印影の使用を 必要とする文書名	
電子印影の寸法 (ひな形)	原 寸 (拡大・縮小) する場合
電子印影の使用を 必要とする理由	
出力テスト期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用開始日	年 月 日
回 答	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 理由 ()

第5号様式を第4号様式とし、第6号様式を第5号様式とし、第7号様式
中「てんまつ」を「てん末」に改め、同様式を第6号様式とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。